

データ3 認可保育施設・事業の入園選考 (認可保育施設・事業＝保育所・認定こども園(保育所機能部分)・地域型保育)

各項目の説明→	新規入園のみでの入園状況(進級児を含まない)					育休中の上の子の扱い			
	新規入園の申込児童数	新規入園の決定児童数	認可に決定しなかった児童数	入園決定率	認可保育所希望の割合	育休中の上の子の在園可否について		復園	
	認可保育施設・事業への入園申込児童数(A)	左のうち認可保育施設・事業に入園が決定した児童数(B)	認可保育施設・事業に入園申請したが決定しなかった児童数(A-B)(辞退を含む)	認可保育施設・事業に入園申請をした児童のうち入園が決定した児童の割合(B÷A)	【参考】前年度(2015年4月1日現在)実績	認可保育施設・事業に入園申請をした児童のうち保育所を第一希望とした児童の割合	保護者が下の子のために育児休業をとった場合、上の子が認可保育施設等に継続して在園できるかどうか	下の子の育休中に上の子が退園になる場合、再入園にあたって有利に扱うかどうか	
1	足立区	4,431	3,017	1,414	68.1%	—	未集計	育休対象児が満1歳の年度末まで上の子の在園可	有利に扱わない
2	荒川区	1,483	1,077	406	72.6%	77.5%	未集計	育休対象児が満1歳の年度末まで上の子の在園可	有利に扱わない
3	板橋区	4,182	3,159	1,023	75.5%	77.3%	約98%	育休対象児が満1歳の年度末の翌月まで上の子の在園可。ただし、満1歳時に上の子が4歳7ヶ月入の場合は在園可	有利に扱わない
4	江戸川区	4,597	2,879	1,718	62.6%	63.4%	94.5%	育児休業等の法律に基づく期間であれば、期限を設けず上の子の在園可	有利に扱う
5	大田区	4,514	2,728	1,786	60.4%	58.3%	未集計	育休対象児が満1歳の年度末まで上の子の在園可	有利に扱わない
6	葛飾区	2,976	2,419	557	81.3%	73.2%	95.8%	育休対象児が満1歳の年度末まで上の子の在園可。ただし、上の子が次年度に小学校への就学を控えている年長児の場合は就学まで在園可	有利に扱わない
7	北区	7,039	6,535	504	—	—	ほぼ100%	育休対象児が満2歳の年度末の翌月まで上の子の在園可	有利に扱わない
新規入園申請者数の統計はとっていないため、上記は厚生労働省への報告数									
8	江東区	4,523	2,806	1,717	62.0%	—	未集計	下の子が満1歳になる年度末の翌月末(4月末)までに復職できない場合、在園中の児童は退園	有利に扱う
9	品川区	3,281	2,310	971	70.4%	63.7%	98.4%	育休対象児が満1歳の年度末まで上の子の在園可。ただし、上の子が翌年度で5歳児クラスになる場合は就学まで在園可	有利に扱う
10	渋谷区	1,735	815	920	47.0%	53.2%	100%	育休対象児が満1歳の年度末まで上の子の在園可	有利に扱わない
11	新宿区	1,936	1,307	629	約68%	約66%	約70%	育休対象児が満1歳に達する日の属する月の末日まで在園可。ただし、保育園に入園できなかった等の理由により育休を延長する場合は、育休対象児が1歳6か月に達する月の末日まで在園可	有利に扱う
12	杉並区	3,975	1,998	1,977	50.3%	46.6%	—	育休対象児が満1歳の年度末まで上の子の在園可	有利に扱わない
13	墨田区	2,125	1,410	715	66.4%	78.2%	—	無条件に在園可	有利に扱わない
14	世田谷区	6,439	3,715	2,724	57.7%	53.5%	93.7%	育休対象児が満1歳を超える時点で、上の子が3歳児クラス以上の場合は希望により在園可。2歳児クラス以下の場合は、育休対象児が満1歳を超える時点の年度末まで在園可	有利に扱う
15	台東区	1,320	677	643	51.3%	60.2%	73.5%	育休対象児が満1歳の年度末まで上の子の在園可	有利に扱わない
16	中央区	1,476	840	636	56.9%	67.2%	未集計	育休対象児が満1歳の年度末まで上の子の在園可。ただし、上の子が4・5歳児の場合は在園可	兄弟同時申込の場合にあっては、1点加算している
17	千代田区	630	非公表	非公表	—	61.6%	100%	育休対象児が満1歳8ヶ月の年度末まで上の子の在園可	有利に扱わない
18	豊島区	1,607	1,297	310	80.7%	67.6%	97.7%	休業に入って最初年度末の翌月末(4/30)、もしくは育休対象児が満1歳の月末まで在園可。ただし、上の子が5歳児クラスの場合は在園可	入所基準指数を加算する

他自治体の住民の扱い	選考の優先順位	入園選考についての情報公開		入園に関する問い合わせ		
		空き情報	入園選考の基準(指数表)			
可A(無差別に受入、可B=選考で自市区民受入後に空きがあれば受入)	他の自治体から転入する際の入園申請時の扱い。住民票の移動が必要か、不要か? 不要な場合の条件は何か?	同居の高齢家族 何歳以上から同居しているか? 減点しないか?	勤務時間が同条件のときに重視する条件	園別・年齢別の空き情報は公開しているか?	基準指数・調整指数などの具体的な選考基準を公開しているか?	各自治体の代表電話
可B	住民票の移動がない場合は管外協議扱いとする。ただし転入が確認できる資料のある時は選考時に不利な扱いはしない	65	①所得は考慮しない ②実施基準指数の高い世帯	毎月1日にHP及び窓口で公開(4月入所を除く)	「保育施設利用申込案内」に掲載	03-3880-5111 足立区
可B	転入予定が確認できる資料を付けて管外協議として受理し選考時に自区民として扱う。入所月の前月末日までに転入し、再申請してもらう	65	①所得だけで判断しない ②世帯の状況により総合的に判断する	HPで公開(月1回更新、保育所のみ)	HPで公開、窓口等で配布	03-3802-3111 荒川区
可B(4~9月入に制限あり)	売買契約書、賃貸契約書等の写しがあれば、申請時の住民票異動は不要。入所月の初日までに転入し再申請してもらう	65	①所得が低い方を優先するが優先順位は最下位 ②調整指数の数値、同居親族の状況、保護者の状況等により優先順位を定めている	HPで公開(月1回更新)	HPで公開(窓口にて配布)	03-3964-1111 板橋区
可B(転入予定者を除く)	転入が確認できる資料を付けて管外協議として受理する。入所日の初日までに転入し再申請してもらう	60	①調整指数には含まれていない ②児童の状況、家庭の状況により総合的に判断する	HP及び窓口で公開	指数が同点となった場合に比較する項目を公開	03-3652-1151 江戸川区
可B(0~2歳は管外受託制限有)	住民票の移動がない場合は管外協議扱い。但し転入が確認できる資料のある時は選考時に自区民として扱う。家庭内暴力等で住民票を移動できない場合は住民票の移動不要	65	①所得が低い方優先 ②認可外保育所に入園している。兄弟姉妹が入園または同時申請など	月2回HPで公開	「入園・転園申込のしおり」で公開	03-5744-1111 大田区
可C	住民票がない場合は、申請時は管外協議として受理する。転入が確認できる資料のあるときは、選考時に自区民として扱う。入所月の前月末日までに転入し、再申請してもらう	65	①調整指数に含めていない、②基準指数の高い方、次に希望順位の低い方を優先する。その他、世帯や祖父母の状況・収入などを考慮し総合的に判断する	月に一度前月の入園選考終了後の空き状況をHPと窓口で公開	入園選考の基準(指数表)になった場合に「入園のしおり」(HP掲載)で公開	03-3695-1111 葛飾区
可C(一部園、一部児童のみ受け入れ)	売買契約書等転入予定が確認できる資料を付けて管外協議として受理し、選考時に自区民として扱う。入所月の前月末日までに転入し、再申請してもらう	60	①含めていない ②ひとり親世帯(ほかに同居人がない世帯)かどうか	月1回、HP及び窓口で公開(4月入所は11月下旬に公開)	利用案内で公開	03-3908-1111 北区
可B(管外受託制限有)	住民票の移動がない場合は管外協議扱い。但し転入の確認ができる資料のある時は選考時に自区民として扱う。家庭内暴力等で住民票を移動できない場合は住民票の移動不要	65	①所得が低い方優先 ②基準指数、有償で認可外などに預けている期間の長さ、兄弟姉妹の在園、ひとり親など	HP、窓口で公開(毎月9日頃)	「入園のしおり」で公開	03-3647-4934 江東区
可C(0~2歳児は別途制限あり)	住民票の移動がない場合は管外協議扱い。但し転入の確認ができる資料のある時は選考時に自区民として扱う。家庭内暴力等で住民票を移動できない場合は住民票の移動不要	実態により判断	①所得だけでは判断しない。 ②所得を考慮する前段階で、基本指数(勤務日数・時間等)と調整指数(兄弟姉妹在園やひとり親)を合算した合計指数が優先される。優先順位は1.合計指数、2.基本指数、3.階層(所得)、4.同居祖父母の有無、5.区内在住年数	HPおよび窓口で公開	HPおよび窓口で公開	03-3777-1111 品川区
可C	住民票の異動がない場合は管外協議扱い。ただし、申請時に賃貸契約書等の転入の確認ができる資料を添付すれば、自区民と同様に扱う。入園希望月の前月末日までに転入を完了することが必要	実態により判断	①当区での住民税の課税額が低い方を優先 ②「同一指数となった場合の優先順位」の定めにより決定	毎月1日にHP及び窓口で公開	「保育園入園のご案内」に掲載	(直通) 03-3463-2492 渋谷区
可B(管外受託制限有)	住民票がない場合は、申請時は管外協議として受理する。転入が確認できる資料のあるときは、選考時に自区民として扱う。また、入園した場合は、入園月の末日までに新宿区様式の申込書等を提出してもらう。	60	①所得が低い方優先 (同一指数時の優先順位で優先) ②「同一指数時の優先順位」の定めにより決定	(前月1日の空き状況、4月入園の場合は12月1日時点の募集見込数を公開)	申込書一式に指数表も入っており、HPでも公開	03-3209-1111 新宿区
可B(管外受託制限有)	管外協議に転入先住所・転入時期がわかる資料が必要。住民票の移動は不要。転入時に申込が必要	65	①所得だけでは判断しない。 ②「同一指数の場合の優先順位」の定めにより決定	HPで月1回公開	HP、「保育施設ご利用のご案内」で公開	03-3312-2111 杉並区
可B(転入予定については自区民と同様に扱う)	転入が確認できる資料を付けて管外協議として受理する。転入後再申請してもらう	65	①含んでいる ②優先順位を公開している	HPで公開	HPと入園のしおりで公開	03-5608-1111 墨田区
可B(在勤、4月の0~2歳は制限あり)、可C(在勤以外、4月は2次選考の3~5歳のみ対象)	転入が確認できる資料を付けて管外協議として受理する。入所月の前月末日までに転入し、再申請してもらう	65	①調整指数では含めていないが、同一指数の場合の優先順位で優先利用に対応している。 ②「同一指数の場合の優先順位」の段階ごと定めにより決定している	HPで公開(月2回)	入園のご案内の冊子に掲載し窓口にて配布	03-5432-1200 世田谷区
可C(在勤者に限定)	住民票不要(売買・賃貸契約書等の添付が必要) 転入後再申請	減点設定なし	①含めていない ②同居親族の状況、児童の生活環境、待機期間等を総合的に判断	HPで公開(月1回)	入園案内に掲載	03-5246-1234 台東区
産休明け不可、他は可C(在勤者に限定)	住民票不要(売買・賃貸契約書等の添付が必要) 入所月の前月末日までに転入し、再申請してもらう	65	①所得が低い方優先(一定の水準まで) ②家族の状況、保育の現況、待機期間、区在住期間	HP、入園のしおりで公開	HP、入園のしおりで公開	03-3546-9587 中央区
可C(在勤者は0~3歳受入に制限あり)	転入が確認できる資料を付けて管外協議として受理する。転入後再申請してもらう	65	①所得(生保)・ひとり親等優先あり ②「同一指数の場合の優先順位」の定めにより決定している	HPで公開(毎月1回・月初更新)	HPで公開・窓口にて配布	03-3264-2111 千代田区
区立は在勤者のみ、及び0~3歳は受け入れ月に制限。私立は0~2歳は受け入れ月に制限	管外協議(転入が確認できる資料を添付すること)→転入手続き後豊島区へ再度申請	65	①所得が低い方優先 ②同一指数の場合の優先順位による	毎月5日頃に翌月1日の欠員状況をHPで公開	HPに掲載し公開	03-3981-1111 豊島区